

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	袖ヶ浦市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/somu/mynumber.html

執行機関名 袖ヶ浦市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年条例第20号)による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号) 別表第1 第6の項 袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年条例第20号)による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度の知的障害者及び身体障害者(以下「重度心身障害者」という。)</u> 又は <u>重度心身障害者の養護者</u> に対し <u>重度心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)</u> を支給することによって、 <u>その家庭生活の安定と心身障害者福祉の向上を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年条例第20号) 袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則(昭和48年規則第25号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第4条の手当の支給に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者若しくは重度心身当該障害者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは支給認定基準世帯員に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ニ	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第2条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者又は当該申請に係る重度心身障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第8条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第8条の支給決定内容等の変更に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者若しくは当該重度心身障害者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは支給認定基準世帯員に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ニ	袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第2条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者又は当該申請に係る重度心身障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
備考		